

別表第6（第3条関係）

省エネルギー設備導入補助金

補助対象者	<p>次に掲げる事項のいずれにも該当する者</p> <p>(1) 熊本市内に事業所を有する者であつて、次の各号のいずれかに該当する者であること。</p> <p>ア 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者</p> <p>イ 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項各号に掲げる中小企業団体</p> <p>ウ 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）第2条第1項に規定する商店街振興組合及び商店街振興組合連合会</p> <p>エ 医療法（昭和23年法律第205号）第39条に規定する医療法人</p> <p>オ 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人</p> <p>(2) 市税の滞納がないこと。</p> <p>(3) 熊本市暴力団排除条例第2条第1号から第3号までの規定に該当しない者であること。</p>
補助対象事業	<p>補助対象者が既に事業活動を営んでいる既設の事業所（熊本市内に存するものに限る。）において使用している設備を、省エネルギー設備（経済産業大臣が定めた当該年度の「省エネルギー投資促進に向けた支援補助金（エネルギー使用合理化等事業者支援事業）交付要綱」に基づく補助事業者が行う「設備単位での省エネルギー設備導入事業」又は「電力需要の低減に資する設備投資支援事業補助金交付要綱」に基づく補助事業者が行う「設備単位での省電力設備導入事業」の補助金の対象としている省エネルギー性能を有するものに限る。以下この表において同じ。）に更新する事業（以下この表において「更新事業」という。）であつて、次の各号のいずれにも該当するもの</p> <p>(1) 補助金の交付の決定を受ける前にされて契約されておらず、かつ着工されたものでないこと。</p> <p>(2) 補助金の交付の申込みをした年度において、2月末までに事業（代金の支払を含む。）が完了する見込みがあること。</p> <p>(3) 省エネルギー効果を得る事業であること。</p> <p>(4) 導入する省エネルギー設備は、次の要件を全て満たすこと。</p> <p>ア 更新前後で使用用途が同じであること。</p> <p>イ 新品（未使用品）であること。</p> <p>ウ 補助対象者が自ら所有するものであること（リースその他補助対象者に所有権がないものは対象外）。</p> <p>(5) 算定される補助額が20万円以上となること。</p>
補助対象経費	<p>更新事業により導入する省エネルギー設備の設備費用（設計費、運搬費、据付費、工事費その他諸経費及び配線、配管等の付属機器に係る費用並びに消費税・地方消費税相当額を控除した額）</p>

補助額	補助対象経費に3分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）。ただし、上限額は200万円、下限額は20万円とする。
補助金の交付 申込時の添付 書類	<p>交付申込書には、次に掲げる書類を添付すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 事業計画書（様式第7号の別紙1） (2) 中小企業者の場合は、申込者の事業概要（業種、従業員数等）が記載されている書類 (3) 法人の場合は、商業登記簿謄本（発行から3か月以内の現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書）の写し (4) 中小企業団体、商店街振興組合及び商店街振興組合連合会の場合は、各法律に基づいて設立されたことを証する書類の写し (5) 個人事業主の場合は、税務署の受領印が押印された直近の確定申告書Bの写し (6) 省エネルギー設備を導入する事業所の位置図 (7) 事業所で使用している更新事業前の設備の設置状況及び型番が確認できる写真（ただし、照明設備の更新の場合は設備状況が確認できる写真のみ。） (8) 事業所で使用している更新事業前の設備の設置場所を示した平面図 (9) 事業所で使用している更新事業前の設備の性能が確認できる書類（ただし、照明設備の更新の場合は除く。） (10) 導入する省エネルギー設備の省エネルギー性能が補助対象事業の要件を満たすことを確認できる書類 (11) 更新事業に係る見積書の写し（補助対象経費と補助対象外経費が明確に判別でき、かつ、導入する省エネルギー設備の製品名・型番がわかるもの） (12) 市税の滞納がないことの証明書（熊本市長が証明した書類で、発行から3か月以内のもの）※写し可 (13) 役員名簿兼誓約書（様式第21号）（補助対象者が個人事業主である場合を除く。） (14) その他市長が必要と認める書類
その他の交付 要件	<ol style="list-style-type: none"> (1) 交付申込書及び添付書類は、郵送により提出すること。 (2) 補助金は、交付申込書の先着順に審査し、交付決定をする。ただし、同日に到達した申込みのうち交付決定の要件を満たすものが複数ある場合であって、予算枠の都合によりその一部に限って交付決定をせざるを得ないときは、当該交付決定の要件を満たす申込みのうちから、抽選により交付決定をする。 (3) 過去にこの補助金の交付を受けて省エネルギー設備に更新したことがある者であって、省エネルギー設備に係る法定耐用年数の期間を経過していない者（市長の承認を受けて財産処分をした場合を除く。）は、同一の設備区分に係る省エネルギー設備について補助金の交付の申込みをすることができないこととする。